

平成27年度市国保税の改定

問い合わせ先 国保医療課 国民健康保険係 ☎(36)1363

国民健康保険(国保)税の 税率(額)が変わります

国保は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者が国保税を出し合い、必要な医療費の支払いに充て相互に助け合う制度です。急速な高齢化の進展や医療の高度化などにより、医療費が増加し、今後も国保の財政運営は、とても厳しい状況が続くものと予想されます。市は、国保事業を適正かつ安定的に運営するため、国保税率(額)の改定を実施します。

【改定の基本的な考え方】

- 医療給付費分(病気やけがをしたときの医療費に応じて算定) 歳入不足額の約2分の1を国保税率(額)の改定で確保(表1参照)
 - 後期高齢者支援金・介護納付金分(全国統一の負担額に基づいて算定) 歳入不足額の全額を国保税率(額)の改定で確保(表1参照)
- *不足分は、一般会計からの法定外繰入金で補填(ほてん)します

【表1】平成27年度国民健康保険特別会計予算見込額(単位=100万円)

| 区分 | 歳出 | 歳入 (現行税率) | 差引 | 歳入 (改定後税率) | 差引 |
|---------------|--------|--------------|------|---------------|------|
| 医療給付費分 | 9,990 | 9,749 | ▲241 | 9,869 | ▲121 |
| 後期高齢者 支援金分 | 1,241 | 1,167 | ▲74 | 1,241 | 0 |
| 介護納付金分 | 457 | 414 | ▲43 | 457 | 0 |
| 計 | 11,688 | 11,330 | ▲358 | 11,567 | ▲121 |

そのため、平成27年度市国保税所得割の税率、均等割、平等割の税額を、表2のとおり改定します。国保被保険者をはじめ、市民のみなさんの理解と協力をお願いします。

【表2】国保税率(額)改定の内容

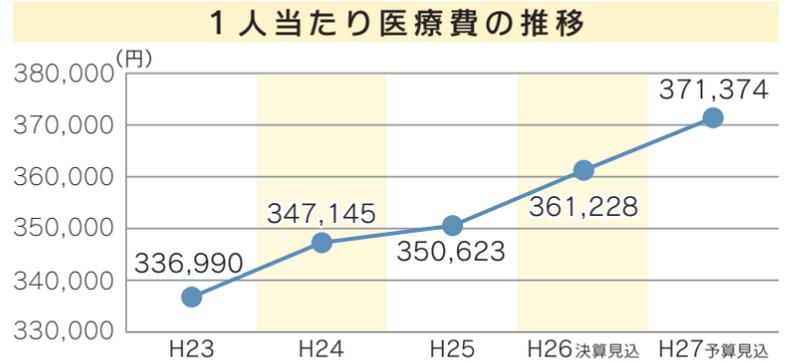
| 区分 | | | 平成26年度 | 平成27年度 | 引上げ幅 |
|---------------|-----|------------------|---------|---------|--------|
| 医療給付費分 | 所得割 | 加入者全員の課税標準所得額(*) | 7.0% | 7.5% | 0.5 |
| | 均等割 | 加入者の人数 | 25,100円 | 27,300円 | 2,200円 |
| | 平等割 | 1世帯当たり | 25,100円 | 27,300円 | 2,200円 |
| 後期高齢者 支援金分 | 所得割 | 加入者全員の課税標準所得額 × | 2.1% | 2.5% | 0.4 |
| | 均等割 | 加入者の人数 | 7,600円 | 9,200円 | 1,600円 |
| | 平等割 | 1世帯当たり | 7,600円 | 9,200円 | 1,600円 |
| 介護納付金分 | 所得割 | 加入者全員の課税標準所得額 | 2.2% | 2.9% | 0.7 |
| | 均等割 | 加入者の人数 | 14,200円 | 16,800円 | 2,600円 |

(*) 加入者全員の平成26年中の所得から、それぞれ最大33万円控除した所得額

国保税率(額)改定のQ & A

Q1 なぜ国保税率(額)を改定するのですか?

A1 医療費が年々増加し、現行の税率(額)では医療費をまかなえないためです。被保険者が負担する国保税は、世帯の加入者の所得や人数で決まります。しかし、市の被保険者1人当たりの医療費が増加を続けているのに対し、1人当たりの国保税収は、経済状況悪化の影響などで減少しています



*国保税は、運営のための事務費(郵送代や人件費など)には一切使っていません

Q2 平成27年度の私の世帯の国保税はいくらになりますか?

A2 ①市ホームページに試算できるページがあります
 ▽市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/> → 「健康・保険・福祉・子育て」 → 「年金・医療・介護」 → 「国民健康保険」 → 「国保税」 → 「あなたの世帯の国保税を計算してみましょう(平成27年度版)」
 ②平成26年中の収入が分かるもの(源泉徴収票、確定申告の控えなど)を準備して、国保医療課へお問い合わせください。窓口(本館1階・6番)でも受け付けます

健康こそ、国保の健全化につながります

医療費の伸びを抑えるには、被保険者のみなさんが「健康」であることが一番です。日頃から健康の維持・増進を心掛け、病気にならない健康な心身をつくるため、自分自身の生活習慣を改善しましょう。市では、特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診、健康づくり講座を実施しています。積極的に利用してください。

飲酒運転絶対に許さない!

宗像警察署では、昨年26人の飲酒運転を摘発しました。飲酒運転を撲滅するには、一人一人が「飲酒運転はぜったいにしない、させない、許さない」という気持ちを持ち、家族や友人らから、飲酒運転する人を出さないようにすることが必要です。みんなで力を合わせ、宗像・福津市から飲酒運転を撲滅しましょう。



■問い合わせ先 宗像警察署 ☎(36)0110

5/17(日)・6/7(日)・6/27(土)・7/12(日)
 宗像ユリックス13時~16時
 予約不要・先着順
会議室5にて無料相談を実施。
遺言、相続、離婚、その他お困りごと

行政書士合同事務所ひかり 行政書士 伊藤弘幸
 ☎ 0120-724-753 (IP電話の方は携帯へ)
 携帯 090-7980-1240
 事務所 古賀市中央1-1-50 自宅 宗像市自由ヶ丘4-4-6

困ったことは何でもご相談下さい。

弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◇初回相談(予約制・1時間)無料◇ 相談予約 ☎0940(34)1110 (受付時間・平日9~17時)

当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、生活保護、成年後見、遺言、債務整理、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号
 赤間センタービル3階(JR赤間駅北口)
 所属弁護士 小出真実・東浦大樹(福岡県弁護士会所属)

5~6月の集中相談日は、
5月26日(火)、6月10日(水)です